

令和2年4月23日

厚木市議会議長 寺岡まゆみ様

厚木市議会議員 高田 浩

ご検討下さいますようお願い申し上げます。

厚木市議会感染症対策に係る議会運営要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス等の伝染病大流行が発生し、その終息宣言が出されるまでの間における議会運営を目的とする。

(会議への出席)

第2条 会議成立には定数の半数以上の厚木市議会議員(以下「議員」という。)の出席が必要であるため、あらかじめ出席議員の調整を行うものとする。ただし、休憩の際、出席議員の入替えを行うことができる。

2 各常任委員会においても前項と同様とする。

3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第121条第1項に基づき、市長他は、厚木市議会議長(以下「議長」という。)から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。ただし、求めがなかった場合は、この限りでない。議長は、議案や一般質問等の内容に応じて市長他による出席者数の調整を行うものとする。

4 厚木市議会会議規則(昭和42年厚木市議会規則第1号)第3条第3項に基づき、議長は、出席議員による一定空間の確保を目的に、議席を変更することができる。

5 市長他は、一定空間の確保を目的に、席を変更することができる。

(出席の判断)

第3条 議員及び市長他は、会議等に出席するに当たっては、自身の健康状態をチェックし、良好と判断する場合に出席する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、出席しない。

(1) 新型コロナウイルス感染症に感染したとき。又は、感染が疑われるとき。

(2) 体温が、37.0℃以上であるとき。

(3) 家族等に(1)及び(2)の該当者が居る場合も同様とする。

(4) 市長他も同様とする。

(協議会等)

第4条 非公式な協議会等においては、各議員に貸与されているタブレットのビデオ通話機能を活用し、議会の役割を維持するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月30日から施行する。